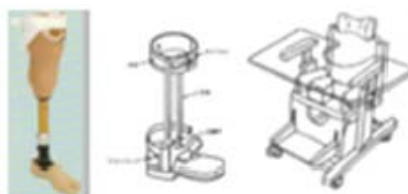


義肢・装具・座位保持装置を作る費用のはなし

1) なぜ義肢、装具、座位保持装置の価格製作費用が問題なのでしょう？

義肢、装具、座位保持装置（以下、義肢等）は、制度によってどの部分にどのような種類のものを使用するかによって細かく価格が定められています。



義肢（義足） 装具 座位保持装置

制度発足時に義肢等をつくるのにどのくらいの費用がかかるのか実態調査がなされました。現在この調査実施から約20～30年程度年数がたっておりがたっており、その間若干の価格調整はされてきたものの実態調査に基づく製作費用想定の見直しは十分にはなされてきませんでした。

近年、義肢等製作事業者の採算が厳しくなっている、という指摘もきかれます。義肢等利用者にとっても、製作事業者が持続的に供給をおこなうことができるようその採算を確保することは、安心して義肢等を使い続けていくために大切なことです。そこで本研究では義肢等製作事業者を対象に製作費用についての調査をおこないました。

2) 価格と製作費用の状況

義肢等は製作に要する素材費（材料費）、人件費、その他の費用にどのくらいの金額がかかるかの想定にもとづいて、価格が決められています。これに使用した完成用部品（厚生労働省の認可を受けたモジュール化された部品）の価格が加算されたものが、義肢等の値段となります。

素材費の状況

2006年頃（原油価格の比較的安定していた2005年11月ないし2006年10月）から2009年9月にかけて個々の材料の単価が平均約11%上昇しました。一方、制度での価格引上げ率は約5%で、差し引き約6%の材料単価増加分については価格調整がなされていないと推定されます。この結果を参考に2010年度に向けて、義肢等の価格引き上げが行われました。

その後、2009年から2011年にかけて個々の材料の単価は2.65%上昇しました。その背景には言及価格の上昇（円建てで+45.3%）があったものと考えられます。この間消費者物価指数は下落（-0.2%）していたものの国内企業物価指数は+2.6%と今回の調査結果と概ね同等の動きを示していました。

人件費の状況

(人件費の単価(時給))

調査をもとに、製作・営業にかかわる人(ただし、経営者・役員などは除く)の賞与、法定福利費(本人負担分・事業所負担分とも)等を含めた1時間あたり人件費(人件費単価)の推定をおこないました。その結果、人件費単価は事業所平均は1,901円/時でした。これは2010年度に向けた価格改定の際参考とされた2009年度調査結果(平均1,873円/時)にくらべ+1.5%高い値でした。この背景には、法定福利費事業所負担料率の引き上げ(2009年から2011年にかけて、東京都の場合で13.60%から14.85%に引き上げ)があったと考えられます。他の産業を見ると、法定福利費事業所負担分を含めた人件費単価は、厚生労働省による毎月勤労統計調査対象産業全体で+5.8%、製造業全体で+1.77%でした。

人件費単価の水準自体の評価についてですが、現時点では本調査と毎月勤労統計調査とが完全には整合的でない(毎月勤労統計のほうは「常時5人以上を雇用する事業所」のみが対象であること、「事業主又は法人の代表者」以外の常用労働者全体が含まれていることなど)ので単純に比較はできませんが、今後研究を進めていきたいと考えています(参考:毎月勤労統計調査ならびに前掲東京都の法定福利費事業所負担料率より算出した2011年の人件費単価 産業全体では2,498円/時、製造業全体では2,627円/時)。

個別事業の採算性

調査対象期間中(2006年6月1日~2008年6月1日にかかる会計年度)に赤字を出したとする事業者もありました。また、聞き取り調査でも、特に義肢製作が経営面を圧迫することを言及する事業者も複数見られました。義肢等の価格は公的に定められていますがそのことが採算面に影響を与えているとことが考えられます。

そこで、義肢・装具・座位保持装置事業ごとの利益状況について事業者の営業費用および事業別営業収益のデータ(有効回答35)をもとに、分析しました。「仮に義肢等が自由に値付けできた場合に、事業者の利益を最大化するような価格」と比較すると、義肢で18%、座位保持装置で15%価格が低いと推定されました。

※本研究は厚生労働科学研究費補助金「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」(平成20-21年度)ならびに「利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究」(平成23-24年度)を受けておこなっています。

研究担当者: 障害福祉研究部社会適応システム開発室 我澤賢之